

## 第3回 稲荷台3丁目町内会理事会議事録

- ・日時： 2021/6/13（日） 9時40分～13時30分（約4時間）
- ・場所： 町内会館
- ・出席者：山本、三木、野町、村石、御堂、齋藤各理事、福田顧問  
＜欠席＞吉岡理事、瀬戸顧問、富永監事

### 1. 報告事項

- ・三木会計担当理事：5月分会計報告
- ・村石環境担当理事：6月13日町内清掃の総括  
市から支給されるゴミ袋が足りない（追加を求めて来られることが多かった）。次回は市役所に支給のゴミ袋を増やしてもらえるように要望する。

### 2. 協議・決定事項

#### <目次>

- (1) 班の再編成について
- (2) 町内会計の見直しについて
  - ①口座振替制度について（継続審議）
  - ②町内会費引き下げの検討について
- (3) ふるさと夏祭りについて（7町内会の結論の追認）
- (4) 防災関連会議・訓練の日程等について
- (5) 会館について
  - ①山口建設の診断を踏まえた会館補修対処
  - ②会館の備品（アナログテレビ、冷蔵庫等）の更改について
- (6) その他（各理事からの動議）・・・規約の整備の必要性

#### (1) 班の再編成について

##### \* 会員からのご提案の審議

- ・世帯数の多い班は集金の負担・回覧の所要日数等の問題がある（班編成提起の発端…井上会長時）ので、1～3班だけでなく、町内会全体で各班15±2世帯に調整したほうが良いとのご提案（2班井上さん）について審議。

\* 理事から出された意見：よくできた案であるが・・・

?班の番号が変わる会員が40人になり、複雑な感が残る。各班に、培われてきた歴史的文化がある。それを維持したほうが良い。

?回覧速度は、3, 4軒減らしてもそんなに変わらないのでは?

ボトルネックになっている人に早く回すよう注意喚起すべきものでは?

?集金の手間は、振替制度導入で大幅に減るのでは?

?町内会会則で、20所帯を1単位として班をつくる、となっている。

?多世帯班出身理事の意見も、現状で特に大きな支障はないとのこと。

\* 結論：今回は、少数世帯班（1, 2, 3班）の統合のみする。

1~3班の所帯に賛否を問うアンケートを実施する。

賛同できれば、総会決議をへて、来年度より実施。

### ①口座振替制度について（継続審議）

・検討を進めるスケジュール（時系列）を了承（5月理事会で審議済み）

ア、個人情報取扱面での課題（今理事会で審議）

イ、コスト面の課題、対応策の会員宛フィードバック（7月理事会）

ウ、各課題への具体的対応策の検討（8月理事会）

「振替制度」加入希望者最終需要調査を実施

エ、まとめと提言（9月理事会）

NSS社との契約の可否審議

・会費集金業務フローにおける課題を検討

個人情報の流れ、契約形態、口座情報の流れ、NSS社の概要と同社の

個人情報保護体制、町内会における課題について三木理事より説明を

受け、審議した。

\* 出された意見

?口座振替制度を実施するにあたって町内会側で口座振替依頼書をコピー

し、口座情報等を入力、NSS社に送信する必要がある。→インターネット

環境、PC、操作する人材が必須。

?上記データ入力後、依頼書のコピーを廃棄するためのシュレッターが必要。

また、廃棄の際には実行者+立会人が必要

?口座振替を担当する企業（NSS社）では個人情報保護の体制が整えられて

いる（絶対安全ではないが…）が、町内会で個人情報保護の制度を整える

のはかなり負担が大きいのではないか。

?口座振替のためだけでなく、町内会で作成している名簿などもあるので、町内会でも個人情報保護規程を作る必要がある（参考：佐倉市のウェブサイトにはひな型がある）。個人情報保護規程については最終的には総会決議に諮るべきものである。

?口座振替のイメージは、電気・水道料金の振替制度を思い浮かべたが、市や電力会社がやっている事務の多くを、町内会サイドで処理する必要があることがよくわかった。

\* 結論

振替制度実施にむけて、スケジュールに従い検討を進める。  
振替制度の持つ課題、対処策について、会員に理解を得るよう情報の発信をしてゆく（理事会議事録の回覧等で）。

②町内会費引き下げの検討について

- ・三木会計担当理事より、下記理由で一般会計・特別会計とも充分健全な水準にあることから、会費の値下げ検討をしてはどうかとの提案があった。

（理由）

一般会計収支は、過去5年間平均で25万円程の黒字基調。

特別会計への繰り入れも実行済み。

街灯維持が半額補助から、全面的に佐倉市管理となった。

自主防災費が最近では3～5万円になっている。

ふるさと夏祭りも軽量化の方向である。

\* 理事から出された意見

?今後の資金需要（例えば、町内会のDX、会館の建て替え等）も考慮しておく必要がある（下げるは易く上げるは難し）。

?街灯維持費などコスト削減に伴う会費の引き下げは検討すべきである。

\* 結論

- ・いくら下げるかを検討する。→来年の総会で決議。

三木会計担当理事で素案を作成、理事会で検討し、総会議案とする。

（3）ふるさと夏祭りについて（7町内会の結論の追認）

- ・7町内会会議（2021年6月12日）の結論の報告

ア、現状の（大がかりな）夏祭りの継続は、アンケート結果を踏まえ継続しない。

(理由) アンケート結果：賛成248(うち委員会参加44)、反対294

イ、現状保有しているお祭り用資材(机、椅子等)は老朽化しており、また管理の手間、保管している個人の負担を勘案し、一切処分する。

お神輿は、4丁目会館で保管し、所望先があれば譲渡する。

樽神輿は、希望している老人ホーム(心当たりあるとのこと)に譲渡する。

ウ、なお、7町内会合同のイベント(例えばより軽い夏祭り等)の必要性は諸意見で述べられているので、コロナ後を踏まえ検討してゆく。

\* 結論及び理事から出され意見

7町内会会議の結論は、了解。

?今回のアンケートのやり方では、夏祭りに参加した経験のある人たちがどのくらい夏祭りを存続させたいと考えているかが見えない。→参加経験者だけで見れば存続希望、手伝い希望者の割合は高い可能性がある。

?8月下旬の臼井駅前(王子台側)の夏祭りに連携・参加していくことはできないか。

#### (4) 防災関連会議・訓練の日程等について

- ・ 第1回防災会議を9月12日(日)に開催で決定。
- ・ 稲荷台2, 3, 4丁目合同防災訓練(10月24日(日)於: 2丁目の五縄公園)への参加決定
- ・ 防災備品に係る佐倉市の補助金(残43,000円、あと1回)の利用について、防災担当理事が利用案を検討し9/12の防災会議に諮る。
- ・ 佐倉市が作成している「避難行動要支援者名簿」(市役所外部への提供に同意している要支援者の名簿)の提供を受けるかどうか。町内会で作成する防災住民台帳で代替できるか。?防災会議に諮る。

#### (5) 会館について

##### ① 山口建設の診断を踏まえた会館補修対処

(株)ハウジングボックスの査定(2020.11.22、補修見積2,400千円)を踏まえ、佐倉市補助申請に必要な2次見積を山口建設(平成19年度会館補修の担当業者)に依頼(2021.5.28)。

<山口建設の診断>

雨漏りの跡はあるが、昨今の大雨にもかかわらず濡れていないし、広がっている形跡なし。台風等の時に、どこからか吹き込んだものと判断するの

が妥当（雨漏りではない可能性が高い）。もう少し、様子を見るのがよい。  
雨漏り跡が広がるようであれば、補修が必要だが・・・。

（前回補修をしたときの経験をふまえて）

もともとは、スズキ自動車のハウジング部門が作った建物。屋根も壁も、丈夫なアスベストでできている。当時（平成19年）も公害問題もあり、現状を活かしながら補修をした。今、壁や屋根を今風に補修すれば、費用は膨大なものになる。（アスベスト問題にくわえ、資材も、コロナ下で高騰している）会館の現状、経済環境を考慮し、必要（雨漏りあとが広がるなど）があれば、騙しだまし小規模補修をしながら会館を使い続けるのが妥当と判断する。

**\* 結論**

山口建設の診断は妥当と思われる。

会館の補修等については、天井のシミ等は「経過観察」として、その他不調が出てきた箇所を随時補修していくこととする。

**② 会館の備品（アナログテレビ、冷蔵庫等）の更改について**

保有の電気製品は、使用期限を過ぎている。更改の必要性を検討。

**\* 理事から出された意見**

?テレビについては不要ではないか（＝新調する必要はない）。ビデオ・DVD再生機能が付いているが、後述するパソコンを購入した場合にはテレビでDVDを再生することはなくなると思われる。

?冷蔵庫については餅つき大会等で使用することもあるので、現在ある冷蔵庫の経過年数を見て新調することも検討する。

?会館に備え置くPCの新調。口座振替の管理に不可欠である（→口座情報入力などを会館に来て行うか？）ほか、プロジェクターを導入して理事会の際に使用することも可能か。また、会館にインターネット回線（＝Wi-Fi設置）を導入するか？

?PCの設置にあたっては理事に限らずPC、ITに通じた町内会員の参加が望ましい。

**\* 結論**

電気製品全般について、デジタル化対応とからめて検討を進める。

原案の策定を野町理事に委嘱。

(6) その他（各理事からの動議）・・・規約の整備の必要性

① 防災住民台帳の整備や会費の振り込み制度にかかる個人情報保護

問題に対処するためにも、町内会における個人情報保護規程を整備する必要がある。（個人情報保護法の改正で、平成29年5月30日以降、町内会も「個人情報を取り扱う事業者」となった）。

② サークル活動を活発化するため、サークル活動助成金制度を使い勝手の良いものにし、「町内会会則の細則」として、明確化したほうが良い（現状は運営細則で規定）

\* 結論

個人情報保護規定、サークル活動助成金制度を「会則の細則」として規定することを、総会に諮る。

\* 次回7/11（日）午前9時30分～

以上